

提 言

成育基本法と小児保健のこれから

小枝達也 (日本小児保健協会会長)

成育基本法における小児保健施策

成育基本法を推進するための基本的な方針が令和5年3月に改訂された。その方針には、乳幼児期における保健施策として新生児マススクリーニング検査、乳幼児健診の推進など13項目が挙げられているし、学童期及び思春期における保健施策として子ども等に対する性的な暴力の根絶や、子どもの自殺対策の推進など21項目が挙げられている。それら以外にも記録の収集等に関する体制等として、「乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化 (Personal Health Record) を推進する」ことが記載されているし、「効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした Child Death Review (CDR) の体制整備」や「子どもの事故予防」に関しても情報の収集体制の必要性が記載されている。改正前に比して、保健施策に関する記述がより具体的になっているように思われる。

日本小児保健協会にはすでに関連する各種委員会が存在し、盛んな活動を行っている。委員会を通して、成育基本法の活動の支援に当たるとともに、必要に応じて調査・研究を行い情報発信していくことが責務であると考えている。

また、学術集会での教育講演や各種のセミナー、シンポジウム、また各委員会が主催する小児保健セミナー、乳幼児健診の研修会、多職種に向けた発達障害の講習会などを通じて、多職種の知識や技術向上、多職種間の相互理解に努めていく必要性が高まっていると考えられる。とくに令和6年4月から発足する子ども家庭センターでは、「支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画 (サポートプラン) を作成する」こととなっており、子ども家庭センターの保健師等にはサポートプランを作成するスキルが求められることになる。今後、本協会においてこのスキル養成を目的とした研修会が行われることを期待したい。

これからの小児保健の役割

事が起きてしまった後に関わるのが医療や福祉で、対象が患者さんやそのご家族であるなどはっきりしている。事が起きているので、当事者に困り感があるし、積極的な関わりを求めているであろうと思われる。しかし、保健は疾病の予防や早期発見といった形で、大勢の方々に情報を提供し、振り向いてもらう必要がある。なかには健康増進のために個人のライフスタイルにまで口をはさむかのような情報提供もあることだろう。このように、ニーズを感じていない方々に振り向いてもらうためには、正確でわかりやすい情報提供が求められている。エビデンスに基づいた質の高い情報提供がこれからの小児保健に課せられた役割の一つではないかと考えている。

また、医学や医療の技術の発展した成果を社会実装する場の一つが保健分野である。疾病の予防や健康増進につながる医療の知見を具現化する領域として、今後ますます医療と保健が近接化していくであろうし、それに伴って多職種間の相互理解の必要性が高まるものと思われる。日本小児保健協会をその研究と実践のハブとしてこれまで以上に活用して頂きたいと考えている。

